

○内閣府令第二十九号

道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）の施行に伴い、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六十三条の二の二第二項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。